

協議第 1 5 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日 提出

海部西部 4 町村合併協議会  
会 長 井 桁 諭



項 目	参 考 資 料								
	<p>(任期)  第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。  2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。</p> <p><b>公職選挙法(抄)</b>  (地方公共団体の議会の議員の任期の起算)  第258条 地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、... 略  (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)  第33条 略  2 略  3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。  4～5 略</p>								
<p>定数特例制度</p> <p>【参考法令】</p>	<p><b>定数特例制度を適用</b>  【合併後50日以内に地方自治法第91条に規定する数の2倍(60人)以内で設置選挙を行う。】  【設置選挙後の一般選挙からは、新市の条例定数(30人以内)で選挙を行う。】</p> <p>合併 任期：4年 特例なし 任期：4年</p> <p>設置選挙(50日以内) 定数：定数の2倍の範囲 一般選挙 定数：地方自治法第91条による定数(30人以内)</p> <table border="1" data-bbox="590 1173 2819 1356"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>選 出 方 法</th> <th>定 数</th> <th>任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定数特例</td> <td>設置の日から50日以内 算定された定数に基づき選挙を行う。</td> <td>合併関係市町村の協議により定数の2倍に相当する数を 超えない範囲で議員の定数を増加することができる。</td> <td>合併後最初に行われる選挙により選出され た議会の議員の任期に相当する期間(通常 4年)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>市町村の合併の特例に関する法律(抄)</b>  (議会の議員の定数に関する特例)  第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。  2～7 略  8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【定数特例制度が設けられた理由】</b>  合併後の議会の議員の定数は、合併関係市町村の議会の議員の定数の総和に比べて、少なくなるため、その激変緩和のために設けられた。</p> </div>	区 分	選 出 方 法	定 数	任 期	定数特例	設置の日から50日以内 算定された定数に基づき選挙を行う。	合併関係市町村の協議により定数の2倍に相当する数を 超えない範囲で議員の定数を増加することができる。	合併後最初に行われる選挙により選出され た議会の議員の任期に相当する期間(通常 4年)
区 分	選 出 方 法	定 数	任 期						
定数特例	設置の日から50日以内 算定された定数に基づき選挙を行う。	合併関係市町村の協議により定数の2倍に相当する数を 超えない範囲で議員の定数を増加することができる。	合併後最初に行われる選挙により選出され た議会の議員の任期に相当する期間(通常 4年)						



項 目	参 考 資 料																																																															
2 . 現職議員の定数、任期等	<p data-bbox="498 258 2582 294">【議会議員の定数】 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="590 296 2582 483"> <thead> <tr> <th>町 村</th> <th>佐屋町</th> <th>立田村</th> <th>八開村</th> <th>佐織町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定定数</td> <td>26</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>26</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>現 員</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="498 533 2264 569">【議会議員の任期満了日】</p> <table border="1" data-bbox="590 571 2264 665"> <thead> <tr> <th>町 村</th> <th>佐屋町</th> <th>立田村</th> <th>八開村</th> <th>佐織町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任期満了日</td> <td>平成19年4月29日</td> <td>平成19年4月30日</td> <td>平成19年4月29日</td> <td>平成19年4月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="498 716 2582 751">【人口動態】 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="590 753 2582 940"> <thead> <tr> <th>町 村</th> <th>佐屋町</th> <th>立田村</th> <th>八開村</th> <th>佐織町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H7国勢調査</td> <td>28,470</td> <td>8,353</td> <td>5,096</td> <td>22,297</td> <td>64,216</td> </tr> <tr> <td>H12国勢調査</td> <td>29,802</td> <td>8,327</td> <td>5,011</td> <td>22,457</td> <td>65,597</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td>1,332</td> <td>26</td> <td>85</td> <td>160</td> <td>1,381</td> </tr> </tbody> </table>						町 村	佐屋町	立田村	八開村	佐織町	計	法定定数	26	18	18	26	88	条例定数	18	12	12	16	58	現 員	18	12	12	16	58	町 村	佐屋町	立田村	八開村	佐織町	任期満了日	平成19年4月29日	平成19年4月30日	平成19年4月29日	平成19年4月30日	町 村	佐屋町	立田村	八開村	佐織町	計	H7国勢調査	28,470	8,353	5,096	22,297	64,216	H12国勢調査	29,802	8,327	5,011	22,457	65,597	増 減	1,332	26	85	160	1,381
町 村	佐屋町	立田村	八開村	佐織町	計																																																											
法定定数	26	18	18	26	88																																																											
条例定数	18	12	12	16	58																																																											
現 員	18	12	12	16	58																																																											
町 村	佐屋町	立田村	八開村	佐織町																																																												
任期満了日	平成19年4月29日	平成19年4月30日	平成19年4月29日	平成19年4月30日																																																												
町 村	佐屋町	立田村	八開村	佐織町	計																																																											
H7国勢調査	28,470	8,353	5,096	22,297	64,216																																																											
H12国勢調査	29,802	8,327	5,011	22,457	65,597																																																											
増 減	1,332	26	85	160	1,381																																																											
3 . 議会議員の選挙区 【参考法令】	<p data-bbox="498 1129 982 1207">公職選挙法（抄） （地方公共団体の議会の議員の選挙区）</p> <p data-bbox="543 1218 810 1249">第15条 1～5 略</p> <p data-bbox="543 1262 2828 1339">6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。</p> <p data-bbox="543 1352 2792 1383">7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区域、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p data-bbox="543 1396 2828 1474">8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p data-bbox="543 1486 2285 1518">9 全各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p data-bbox="498 1577 905 1654">公職選挙法施行令（抄） （人口に比例しない議員の定数）</p> <p data-bbox="543 1667 2828 1745">第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。</p>																																																															

## 4. 先進事例

## 【新設合併の場合】

## 在任特例適用

合併期日	新市名	合併関係市町村	人口（H12 国調）	合併前議員数	自治法：上限数	新議員定数	在任期間	その他調整内容
平成 6 年 11 月 1 日	ひたちなか市	2 市	151,673	3 6	3 4	3 0	1 年	
平成 7 年 9 月 1 日	あきる野市	1 市 1 町	78,351	3 6	3 0	2 6	1 年 10 ヶ月	
平成 11 年 4 月 1 日	篠山市	4 町	46,325	5 8	2 6	2 6	1 年 1 ヶ月	
平成 13 年 1 月 21 日	西東京市	2 市	179,699	4 3	3 4	3 0	2 年	在任特例適用後最初の選挙に限り、定数を 3 6 人とする。
平成 13 年 5 月 1 日	さいたま市	3 市	1,024,053	1 0 2	6 4	6 4	2 年	
平成 14 年 4 月 1 日	さぬき市	5 町	57,772	6 6	3 0	2 6	1 年 2 ヶ月	
平成 15 年 4 月 1 日	南アルプス市	4 町 2 村	70,116	9 5	3 0	3 0	1 年 11 ヶ月	
	山県市	2 町 1 村	30,951	4 4	2 6	2 2	1 年 1 ヶ月	選挙区は在任特例適用期間中に検討する。
	静岡市	2 市	708,513	7 7	5 6	5 6	2 年	
	東かがわ市	3 町	37,760	4 2	2 6	未定	2 年	定数は在任特例適用期間中に検討する。
	宗像市	1 市 1 町	91,147	3 8	3 0	2 2	1 年 7 ヶ月	在任特例適用後最初の選挙に限り、定数を 2 4 人とする。
平成 15 年 4 月 21 日	周南市	2 市 2 町	157,383	7 8	3 4	3 4	2 年	
平成 15 年 5 月 1 日	瑞穂市	2 町	46,571	3 2	2 6	2 0	1 年	
平成 15 年 12 月 1 日	いなべ市	4 町	45,630	6 0	2 6	2 4	2 年	
平成 16 年 3 月 1 日	対馬市	6 町	41,230	9 1	2 6	2 6	1 年 3 ヶ月	